

編輯部報情閣内

週報

行發日三十月七

國際收支の概況
 躍進、湖口を衝く
 南昌に敵空軍を屠る
 サンヂャク問題一段落
 敗戦支那の裏面に拾ふ
 傷兵保護事業

五錢

號一十九第

昭和十一年七月十三日發行



編輯部情報閣内

週報

行發日三十月七

國際收支の概況
 躍進、湖口を衝く
 南昌に敵空軍を屠る
 サンヂャク問題一段落
 敗戦支那の裏面に拾ふ
 傷兵保護事業

昭和二十二年七月十三日發行

五錢

號一十九第

露光量違いにより重複撮影



經濟戰に備へよ

週報

第九十一號

事變一周年に際し賜はりたる勅語

國際收支の概況と其の對策……………大藏省……………(二)

傷兵保護事業……………傷兵保護院……………(一一)

躍進、湖口を衝く……………陸軍省新聞班……………(二〇)

南昌に敵空軍を屠る……………海軍省海軍軍事普及部……………(二七)

サンヂャク問題一段落……………外務省情報部……………(三六)

敗戦支那の裏面に拾ふ…………………………(三七)

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四二)

官廳刊行物たより…………………………(四五)

週報會結成を提唱す…………………………(四四)



支那事變一周年に際し

優渥なる勅語を下賜あらせらる

長くも 天皇陛下には、七月七日、支那事變勃發一周年に當り、午前十時近衛内閣總理大臣を宮中に召され、優渥なる 勅語を下賜あらせられた。よつて近衛總理大臣は 聖慮の宏遠に恐懼感激し 勅語の聖旨を汎く國民に傳達するため、同日官報號外を以て内閣告諭を公にした。

長くも 大元帥陛下には、引續き同日午前十一時板垣陸軍大臣、米内海軍大臣を宮中に召され、陸海軍人に對し優渥なる 勅語を下賜あらせられた。兩大臣は恭しく奉答文を捧呈して退下、遠く前線の將兵にまで有難き 大御心のほどを傳達した。

勅語

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戦局其ノ歩ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力銃後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尚スル所ナリ

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提攜ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ擧グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ

官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ擧ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

内閣告諭

本日支那事變勃發一周年ニ當リ 聖慮宏遠圖ラズモ優渥ナル 勅語ヲ拜ス洵ニ恐懼感激ノ至ニ堪ヘザルナリ 恭シク惟フニ抗日容共政權ノ潰滅ヲ圖リテ日支ノ提攜ヲ堅クスルハ即チ東亞ノ安定ヲ確保シ延イテ世界ノ平和ニ寄與スル所以ノ道ナリ

事變ノ前途ハ尙遠シナリ此ノ時ニ當リ朝野一體堅忍持久ノ態勢ヲ整ヘ凡百ノ施策ハ國家ノ總力ヲ擧ゲテ事變ノ目的ヲ達成スルニ集中シ盡忠報國ノ一念以テ萬難ヲ排シ 聖慮ニ應ヘ奉ラムコトヲ期セザルベカラズ 是レ本大臣ノ切ニ全國民ニ望ム所ナリ

昭和十三年七月七日

内閣總理大臣 公府 近 衛 文 麿

勅語

朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク

不幸客歲隣邦ト覺端ヲ啟クヤ朕カ陸海ノ將兵ハ内籌畫經理ニ勤メ外攻戰防備ニ勞シ克ク威武ヲ中外ニ宣揚シ以テ朕カ信倚ニ對ヘタリ朕ハ汝等ノ忠誠勇武ヲ嘉シ切ニ鋒鏑ニ斃レ疫癘ニ死シ或ハ癘病ト爲レルヲ悼ム惟フニ時局ノ前途ハ尙遠シニシテ出師ノ目的ヲ達センカ爲汝等ノ努力ニ俟ツモノ寔ニ多シ汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ宇内ノ大勢ト時局ノ本質トヲ察シ愈々自強淬礪以テ朕カ股肱タルノ本分ヲ全ツセンコトヲ期セヨ

陸海軍奉答文

優渥ナル 勅語ヲ賜ハリ臣等感激ニ堪ヘス謹テ 聖旨ヲ奉體シ戮力協心陸海一致事變ノ解決ニ渾身ノ努力ヲ致シ以テ 聖慮ヲ安ンシ奉ランコトヲ期ス

昭和十三年七月七日

海軍大臣 米 内 光 政
陸軍大臣 板垣 征 四 郎

國際收支の概況と其の對策

大 藏 省

一 本邦國際收支の概況

國際收支の適合が現下の本邦財政經濟政策の根幹として、極めて重要な問題であることはいふ迄もない。政府はこれがためにあらゆる方策を講じてゐるのであるが、その目的とするところは、單に國際收支のバランスを合はせることにあるのではなく、軍需並びに生産力擴充のため必要な資材の供給を確保し、且つ國民生活の安定を維持するため、出来る限り本邦の輸入力を充實せしめようとするにある。

本邦國際收支において最も重要なのは、いふまでもなく輸出貿易であるが、本年のわが國の輸出貿易を見ると甚だ不振を示してゐる。これを一月乃至五月の實績について見るに、輸出總額は十億六千九百萬圓で前年同期に比し一八%の減少を示してゐる。この中關東州及び滿洲國に對する輸出は三億六千八百萬圓、その他の第三國に對する輸出は七億百萬圓で、これを前年同期の實績と比較すると、前者は三〇%の増加、後者は三三%の減少である。しかし、關東州及び滿洲國は圓ブロックに屬し、これに對する輸出は外貨資金とはならないから、この方面に對する輸出の増加は本邦輸入力を充實せしめることにはならない。そして關滿以外の第三國向輸出額には同じく圓ブロックの

(2)

一である北支向輸出を含んでゐるのであるが、これを除外すると本邦への輸入資金となるべき純粹の第三國向輸出は前年と比較するとさらに減少の度が甚だしいのである。

これに對し、本年一月乃至五月の本邦の輸入總額の方は十二億二千萬圓で、前年同期に比較し三四%の減少であるが、この中關東州及び滿洲國よりの輸入は二億四千四百萬圓で三〇%の増加、その他の第三國からの輸入は九億七千六百萬圓で四一%の減少である。従つて總額では一億五千萬圓の入超、第三國との關係では二億七千五百萬圓の入超である。しかし輸入については、本邦輸入資金を參酌しつゝこれを統制してゐるから、昨年の如き著しい入超を生ずるやうな虞れはないのである。しかし、このやうに輸入の抑制によつて國際收支のバランスを合はせることは、所要物資を充分に輸入し得ない結果となるのであるから、單に入超が少ないといふことで安心するわけには行かないのである。

貿易外收支においては、海運關係が最も大で、これは従來、毎年相當額の受取超過を示してゐたのであるが、本年は遠洋航路航船の引揚、輸入運賃の國內拂等のため海運關係収入は激減し、その他の關係においても受取勘定は減少してゐるために本年の貿易外收支は支拂超過となる虞れがある。

なほ爲替關係においては、日滿を一體として見てゐるのであるが、滿洲國の國際收支の情勢は、一對支關係においては相當の受取勘定を示してゐるけれども、その他の第三國關係においては支拂勘定と受取勘定とは殆んどトン／＼といふ状況であつて、本邦の爲替送金に對する寄與を期待するこ

(3)

とは出来ないと思はれる。

かういふ本邦國際收支の情勢においては、これが圓滿を適合をはかるため最も必要なことは輸出貿易の振興、貿易外受取勘定の増加等によつて本邦輸入力を充實せしめることであつて、輸入の抑制及び貿易外支拂勘定の減少をはかることはむしろ消極的方策である。

しかし輸入力の充實が相當困難な現在の情勢にあつては、かういふ消極的方策をとつて國際收支の均衡を維持しようとするのも一面亦已むを得ない措置といはねばならぬ。

二 國際收支適合のための對策

國際收支の均衡を維持し進んでその改善をはかる方策としては

- (1) 輸入の抑制
- (2) 輸出の振興
- (3) 貿易外支拂勘定の減少
- (4) 貿易外受取勘定の増加
- (5) 金の現送
- (6) 對外信用の獲得

等の積極、消極各種の手段が考へられる。そしてこれらの對策を矛盾なく圓滑且つ有效に運用するためには、諸政策に全面的の計畫性を賦與するは勿論、その計畫を嚴格に實行するやうにせねば

(4)

ならない。そのために政府は、日滿を一體として貿易並びに貿易外の全體的な國際收支の綜合的計畫を樹立し、一面においては輸出の伸張その他受取勘定の増加策を講じ、又産金の奨励をはかり對外決済力の充實を期するとともに、他面、輸入の調整、爲替の管理による輸入の統制、及び貿易外支拂勘定の減少によつて得た輸入餘力を必要物資の輸入に振り向ける等諸種の方策を講じ、國際收支の適合調整に努力しつゝあるのである。

以下前述の諸方策實施に當つて政府の採つた手段を具體的に説明しよう。

(1) 輸入の抑制

(イ) 外國爲替管理法の運用

「外國爲替管理法」に基づく輸入の統制は、輸入爲替及び無爲替輸入の許可制によつてこれを行つてゐるのであつて、外國爲替管理法に基づき昨年一月公布施行された昭和十二年大藏省令第一號がそれである。

この省令においては、爲替及び信用狀取引、その他輸入貨物代金の決済のため必要な取引又は行爲、並びに貨物の無爲替輸入をなすについては、大藏大臣の許可を受けるを要する旨を規定してゐるのである。しかもこの許可は貨物の輸入前にこれを受けねばならぬのであるから、これによつて貨物の輸入は完全に統制されることとなつてゐるわけで、これは爲替資金の見地からの輸入の統制である。

即ち政府は一方では、本邦爲替資金の見透しをつけ、他方、重要物資、輸入計畫を樹て、この

(5)

計畫に基づいて爲替資金の状況を考慮しつゝ、爲替許可を與へてゐるのである。そしてこの爲替許可に當つては、戦争目的遂行のため必要な軍需資材、輸出入原料品及びその他特殊の考慮を要するものは優先的にこれを認める方針を採つてゐるが、不要品不急品の輸入はこれを抑制してゐる。その他の一般民需については、本邦爲替資金に餘裕がある程度でこれを認めて行くこととなるが、既に述べたやうな輸出の状態では、爲替資金は相當困難となる虞れがあるので、民需の輸入抑制を強化するに至るのも亦已むを得ないところである。

(ロ) 輸出入品等に關する臨時措置法の運用

一方、支那事變の勃發によるわが經濟界の戰時體制整備の必要は、直接物の側からして輸入の統制をする必要が生れ、「輸出入品等ニ關スル臨時措置法」に基づき昨年十月商工省令による「臨時輸出入許可規則」が公布施行されるに至つた。この規則では、同規則に掲げる物品を甲號、乙號、丙號及び丁號に分ち、丙號品目の輸出及び甲號、乙號及び丁號品目の輸入は商工大臣の許可を得なければ出來ないものとしてゐる。そして甲號及び丁號品目は棉花、羊毛、バルブ、木材、非鐵金屬等の重要物資であつて、國內の需給統制との調和を保ち、その輸入が許可されるのであるが、乙號品目は所謂不急品と稱せられるもので、これが輸入は嚴重に抑制されてゐる。従つて右規則に該當する品目の輸入については商工大臣の許可を受けることにより物の方面より、統制を受け、その代金の決済については爲替許可を受けることにより爲替資金の方面より、統制を受けるのである。

(ハ) 國內消費の節約、代用品の使用及び物資の回收利用

軍需並びに生産力擴充に必要な資材や輸出品の原料の大部分を輸入に仰いでゐる事情の下では、前述のやうな輸入抑制は、物資の不足、これに伴ふ物價騰貴その他の影響が各方面に現はれるのは免れ得ない。従つて以上の諸政策の円滑なる遂行のためには種々の國內的對策を講ずる必要が生れる。即ち國內生産の増加、國內在庫品の充用をはかるのは勿論のこと、代用品の使用、消費節約をはかることが絶対に必要となるのである。「毛製品スプ等混用規則」、「綿製品スプ等混用規則」等の實施により羊毛、棉花の代用としてステープルファイバーを使用せしめ、「鐵鋼工作物築造の許可規則」、「銅使用制限規則」等による重要物資に對する法的使用制限、或ひはガソリン、綿絲、鐵鋼等の配給統制による消費節約、その他國民精神總動員運動における重要物資の消費節約、錫、襪、ゴム製品等の廢物回收利用等は、一面においてこれ等の方策によつて國內所要物資を出來るだけ最も必要な用途に振り向け、そして外國からの輸入を節約することにも、他面において國內需要を抑制することによつて、輸入の抑制から生ずる諸種の悪影響を出來るだけ少からしめようとする意圖の下に行はれる方策である。

(2) 輸出の振興

國際收支の改善及びその均衡維持のためには、單に輸入制限等の消極的手段を以て足れりとせず、進んで輸出振興の積極的手段を講ずることが最も必要なのである。最近の輸出不振の原因として擧げられるものは、原料配給の不圓滑、國內物價が國際的物價に比して割高であること、海外市場に

おける排日貨乃至反日空氣の瀰漫、アメリカその他の不景氣、諸外國における輸入制限乃至爲替管理等である。

これに對して、政府はあらゆる方面からこれが對策を考究し、具體策を確立したものは、輸出に移してゐるのである。即ち原料需給の円滑化をはかるため、政府は「外國爲替管理法」と「輸出入品臨時措置法」の運用により、輸出入品品の輸入に對しては優先的に許可を與へ、或ひは毛織物の場合のやうに義務輸出制の實行、原料輸入と製品輸出とのリンク制、保税工場の利用等各種の形式による輸出と輸入とのリンクをはかり、又工業組合、輸出組合その他の團體による自治的配給統制、輸入品たる輸出入品品の法令による國內消費制限乃至禁止等により輸出入品品の國內配給止策を講じてゐるのである。國內物價がかなり騰貴してゐる現状においては、外國に輸出するよりも國內へ賣却した方が利益が多いから、輸出入品品として輸入される物資が國內消費に轉流することが甚だ多い。これを嚴格に防止するのは輸出入品品價格を低位で維持することと相俟つて輸出振興方策の根幹である。

政府はこの對策について右に述べたやうな諸種の方策を實行してゐるのであるが、これが實效を擧げるためには業者の自覺と協力と國民一般の消費節約に俟つところが甚だ多いのである。

次に輸出入品價格の低位維持については、從來の「暴利取締令」に加へるに、「輸出入品臨時措置法」の規定に基づき綿絲、ステープルファイバー、ゴム等に關し公定價格制度を採用し、最高價格を公定するとともに、一般的消費節約の勵行により需要の方面からもこれが徹底を期してゐるのである。

る。

その他排日貨氣運の緩和並びに除去、外交交渉による貿易通商協定の締結等によつて對外的にも輸出の増進にあらゆる努力を拂つてゐる。

(3) 貿易外支拂勘定の減少と受取勘定の増加策

貿易外收支は「外國爲替管理法」の統制の下にある。即ち同法に基づく「昭和八年大藏省令第七號」は主として貿易外收支に關係する取引又は行爲を全面的に取締つてゐるのである。

貿易外支拂勘定の減少については、海外投資の制限、海外旅行の抑制、その他不要不急と認められる海外拂については出来るだけこれを制限してゐるのであつて、政府の海外拂についても關係各應の緊密な連絡の下に極力これが節約をはかつてゐる。

これに對し貿易外受取勘定の増加のためには、海外収益はこれを本邦へ取寄せざるやうに勸奨するとともに、海外に餘裕資金があるときは支障のない限りこれを取寄せさせるやう努めてゐるのである。なほこの省令によつて無爲替輸出の取締を行ひ、無爲替輸出代金の回收を確保し、貿易外受取勘定の増加策と相俟つて本邦受取勘定の増加に資するところも甚だ多いのである。

(4) 金現送と金政策

國際收支のバランスを合はせるため最も端々な方法は金の現送である。政府は輸入爲替の許可制度によつて輸入資金の統制を行ひ、貿易尻の改善に努力してゐるが、生産及び軍需資材並びに輸出入原料品等の輸入は抑壓するわけに行かないからして、入超となるのは不可避であつて、これに要す

る爲替資金を補填するため已むを得ず金の現送を行つてゐるのであるが、現送の餘地を多からしめるため、新産金の増加をはかり、或ひは國內保有金の國家への集中をはからなければならぬ。

この意味において、政府は昨年五月及び本年五月と再度に亘り金の買上價格を引上げ、「産金法」及び「日本産金株式會社法」の制定により本邦と滿洲國における産金の積極的獎勵を行ひ、又金の使用制限、金貨幣制の禁止の緩和、金獻納及び賣却運動の實行等によつて金の國家への集中をはかつてゐるのである。

三 結 語

以上は現在政府が採つてゐる種々の方策について極くその概略を述べたに過ぎない。國際收支適合の問題は、財政經濟全般に關して廣く關係を持つてゐるのであるから、これが對策は國民經濟生活に對し直接間接に大きな影響を及ぼすのであつて、これら對策の圓滿なる遂行には是非とも國民が一致協力してその實を擧げるために努力せねばならぬのである。

しかも國際收支の適合が出来ないときは戰爭目的の遂行に支障を來し國民生活の安定を破壊する恐れが極めて多い。政府は全力を盡して諸般の對策樹立に當つてゐるのであるが、これがため種々の不便と苦痛とを生ずることもあらうけれども、國策遂行のためには國民が全力を盡して協力せられるやう切に望む次第である。

傷兵保護事業

傷兵保護院

支那事變勃發以來すでに一周年、忠勇なる皇軍の力戰奮闘は全支到るところに敵の大軍を撃破し、赫々たる戦果を擧げつゝあるが、この間、砲煙彈雨の裡に名譽の戦傷を負ひ、或ひは不幸にして疾病に倒れた將兵の數も決して少くはない。これら名譽ある白衣の勇士と、從來兇角患まれることの薄かつた日清、日露兩戰役その他既往の傷兵軍人に十分なる保護對策を確立することは、現時局下において喫緊の要務であり、支那事變に有終の美を收め、延いては今後の戦ひを有利に導き國運發展の素因をなすものである。

傷兵軍人保護の精神と目的

一身を抛つて邦家のために盡した傷兵軍人に對しては、官民擧つて感謝の至情を獻げるとともに、出征前の状態を目標としてこれら勇士たちが速かに心身を

恢復し、社會的經濟的に自立獨行できるやう職業的の基礎を固めさせ、傷兵軍人たるの名譽を永く保ちつゝ、君國のためにさらに一層の奉公をなし得るやうに優遇保護の方法を講ずべきである。

ところが、傷兵軍人保護事業は非常に複雑多岐であつて、特殊の専門的取扱を要し實施上幾多の困難を伴ふものである。一口に傷兵軍人といつてもその傷病の種類、程度、家庭の事情等は全く各人各様であり、従つてこれに適應するやう迅速、懇切、的確に措置し成果を擧げることがなかなか容易な業ではない。特に注意すべきことは從來よくあつたやうに傷兵軍人を以て勞働に従事し得ない癡人であるとし、或ひは傷兵軍人保護事業を單なる慈善事業と考へてはならぬといふことである。故に政府が今回の保護對策を考究し實施せんとするに當つても、深くこれらの點に留意

し慎重細心とその指導精神と実施事項に検討を加へて来た次第である。

傷兵保護院設置の経過

支那事變が擴大するに及び昨年十一月一日内務省社會局に「臨時軍事援護部」が設けられ、同部の「傷兵保護課」が中心となり傷兵軍人保護対策の企画調査に當つて来たが、本年一月厚生省が新設されたのでその事業は同省に移管されることとなつた。厚生省は直ちに「傷兵軍人保護対策審議會」を設け、厚生大臣木戸幸一侯を會長とし、朝野各方面の權威者五十餘名を網羅して晝夜兼行、熱心に議を練つた結果、一月二十七日の同審議會第二回總會において詳細に亘る答申を得た。この答申に基づいて政府はいよいよ保護対策の確立に乗り出すことになつたが、これに要する昭和十三年度の經費三千五百三十萬圓も去る第七十三回帝國議會で可決されたので、先づ第一着手として厚生省外局「傷兵保護院」を設置したのである。

かくて傷兵保護院は新たに傷兵軍人保護事業の中心機關となり、事業の直接實施に當るとともに、道府縣や各種團體の傷兵軍人保護事業の指導助成を行ふこと

になつた。

傷兵保護院の組織

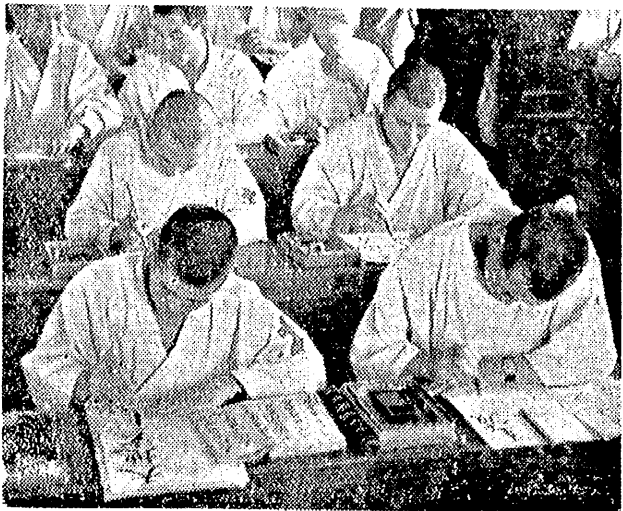
傷兵保護院は厚生大臣の管理に屬し、傷兵軍人（軍人又は之に準ずべきものとして戦闘その他の公務に因り、傷病を受け又は疾病に罹りたる者）の療養、職業保護に關する事務を掌ることになつてゐる。

院は總裁、副總裁以下官房總務課と計畫、業務の二局により構成され、計畫局は指導、計畫、工營の三課に、業務局は業務、輔導、醫療の三課に各、細分されてゐる。總裁は親任の名譽官であつて初代總裁としては陸軍大將本庄繁男が親任せられた。このほか本事業の重要性に鑑み、院に五名以内の顧問、十五名以内の參與、専門委員（任期二年）若干名を置く。

傷兵保護院の事業

傷兵軍人保護事業としては昭和十二年度にとりあへず傷兵軍人の精神指導、職業指導及び醫療等のため約十四萬圓を計上し、精神指導講師としては櫻井忠温少將外九氏に委嘱して全国各地の陸海軍病院を巡回精神指導講話を行ひ、又職業問題の權威十氏を全國的に委

嘱して陸海軍病院在院中の白衣の勇士に對し職業指導を行ひ、さらに公私立の病院、療養所、温泉旅館等



習、(てに院病軍陸一第京東) 字

傷兵軍人を委託して療養せしめる等應念の措置は請じて来たが、傷兵保護院の新設によりこゝに本対策の本

格的實施に着手することになつた。その事業は大體次の四項目に亘つてゐる。

(一) 教養教化に關する事業

傷兵軍人がその名譽と矜持とを保持しつゝ、自衛自戒して將來再び君國に報ずる志操を固めるやうに、同時に一般國民が將來永く傷兵軍人に對し尊敬と感謝の念を持続し、傷兵軍人が安んじて自力更生し得るやうに教化するものである。

(1) 傷兵軍人の教養

精神指導講師の派遣、講演會、共同見學、修養會の開催、映畫の製作、修養に資する印刷物の配布等を行ふ。

(2) 一般國民の教化

講演會の開催、文藝作品の獎勵、印刷物の作成配布等を通じて、傷兵軍人の接遇に關する一般國民の心構へを指導教化するとともに、日常生活を通じてその訓練を行ふため毎年國民教化運動を實施する。

(3) その他

傷兵軍人の名譽表彰をなすとともに各種教化團體の保護助成等を行ふ。

(二) 醫療保護に関する事業

傷痍軍人が陸海軍病院より退院した後、傷痍の再發、結核又は精神障害等の場合醫療保護の適宜な處置をなし、家庭の關係を考慮して出來得る限り居住地方で治療を受け得るやうに施設する。

(1) 傷痍軍人療養所の設置

精神療養所(二ヶ所、百人收容)。温泉保養所(國內の適當なる温泉地に十ヶ所、一ヶ所一時に百人收容)。結核療養所(國內の適當な場所に二十五ヶ所、一ヶ所五百人收容)をそれぞれ設置する豫定である。

(2) 委託療養

前記の施設が建設されるまでの間、傷痍軍人をなるべく最寄の公私立病院、温泉旅館等に委託して療養せしめ、これらが建設された後も満員の場合必要に応じて委託せしめる。

(3) 介護要具の支給、随所療養

手押車、寝臺等の介護要具を支給するとともに前記のいづれにも屬せぬ醫療をも行ふ。

(4) 傷兵院(現在神奈川県小田原町)への收容

(三) 職業保護に関する事業

傷痍軍人各自の環境に應じてその能力を最高限度

い者には新職業への就職をはかる。

(1) 職業指導施設

國內に二、三ヶ所の「職業再教育所」を設け一ヶ所一時に二百人の職業教育を行ふほか、財団法人啓成社の施設を擴充せしめ一時に百人を教育する。さらに軽度の職業訓練を行はせるため道府縣に數十ヶ所の「職業訓練所」を設置經營せしめ再教育施設と相連絡して職業保護の徹底をはかる。

(2) 職業補導

傷痍疾患と適業、本人の希望、將來の職業分野の問題に關し傷痍軍人に對し適切な指導を行ふため、職業紹介機關の活動を促進するとともに、各道府縣にこの種の事務を擔當させるため職業顧問及び職業指導専務職員を配置し、中央にある職員とともに専ら職業指導に當らせる。

(3) 雇傭の促進

職業紹介機關の活動により一般に雇傭の促進をはかるほか、各官廳が率先して傷痍軍人を雇傭し、又民間産業界においても開滑にこれが行はれるやうにつとめるが、差當り業主が傷痍疾患に適應する作業設備の改善をなす場合にはこれに補助金を支給す

に活用させ、適業を確保し前途に光明と希望を持つて將來一層の奉公をなさしめるよう職業の指導、再教育



(てに院病軍陸一第京東) 操 體

や就職の増進を行ふ。職業の保護に關しては原則として原職復歸の方針を採り復歸し得ない者及び原職の無

(4) 自營業者の助成

傷痍軍人たる自營業者に適當な指導を與へると同時に保護團體に助成して生業資金を融通せしめる。

(5) 作業義肢、補助要具の配給修繕

身體の一部に缺損ある者、機能に障礙ある者に對し職業補導機關を通じて作業義肢又は補助要具を支給し、生産能率の向上、就職の進路開拓の一助たらしめる。

(四) 優遇その他に關する事業

傷痍軍人に對しては官民擧つて感謝の意を表しあらゆる優遇の道を講ずるのは當然ではあるが、それがためかへつて弊害を生ずるやうなことがないやう努める。

(1) 傷痍軍人子弟の育英助成

傷痍軍人の重大關心事の一はその子弟の教育をどうするかにあるから、道府縣に補助金を與へ少くとも中等學校程度の教育資金を補給させる。

(2) 大日本傷痍軍人會への補助

傷痍軍人の相互修養團體たる大日本傷痍軍人會へ補助金を與へ全國道府縣に支部を結成せしめ、これに

「傷痍軍人身上相談所」を設け一切の身上相談に應ぜしめる。又傷痍軍人の門戸に標識を掲げしめるため必要な経費を同會へ補助する。

(3) 財団法人の新設

傷痍軍人保護事業の援護機關として適當な財団法人を設立し以て傷痍軍人の生業助成と國家の保護施設の後援をなさしめる。

以上述べた各種の保護事業は深く我が國體の本義に鑑み、過去内外の經驗を參酌して立案したものであつて、その組織的であり且つ徹底的なことに於いて傷痍軍人保護の實を十分擧げ得るものと確信してゐる。

しかしながら、かうした廣汎な各種事業を圓滑且つ迅速、的確に實施して行くためには、中央地方の各關係機關が相呼應し全力を擧げて事業遂行に當るのほ勿論、國民一致の支援と協力に俟つところが極めて多

す。
歐洲大戰後、當時の米國大統領ウィルソンの言に、「戦傷者の創痍を治療して公民生活へ復歸せしめ、再び機會の均等を賦與するほど、我が國民にとつて嚴肅なる義務はあるまい」

とある。いふまでもなく、傷痍軍人は、日本民族發展への偉大なる貢獻者であり、それが、全國民の感謝、優遇の對象となるべきは當然である。勿論、それは慈善ではない。嚴肅なる國民の責務である。

そして政府の傷兵保護事業は、これに對する國民の正しき認識と、深き理解があつてこそ始めて完璧を期し得られるのである。

傷痍軍人に對する感謝の氣持が時の経過とともに薄れ行くやうでは、畢竟、國民の心構へが確立されてゐない證據であつて、到底完全に所期の目的を達成することは望まれない。思ひをこゝに致し、國民擧げて心から傷痍軍人を接遇するとともに、傷痍軍人も亦その榮譽を誇らず、まず第二の奉公報國に努め、相携へて建國の大理想に向つて邁進していただきたいと願ふ次第である。

x x x

敗戦支那の…… 裏面に拾ふ

○ 蔣介石政權はいよく雲南に逃げ込む準備に取掛つた。その一つの現はれとして、香港と最後の避難地雲南省の昆明との間に、飛行機の定期往復を始めることとなつたと發表された。

○ 蔣介石は抗日戦線の團結が鞏固で、一糸亂れぬ統制下にあるかのやうに吹聴してゐるが、その舌の乾かないうちに、「國民黨總裁命令」を以て黨員は小黨派を組織してはいけない、これに違反した者は厳格な制裁を加へると述べた。

○ なるものが、どんなものであるかは、容易に透視できるところである。

○ 共產黨と抱合した蔣介石政權は、膝もとの漢口で、共產黨の機關紙に勝手放題な宣傳をさせながら、地方では共產黨の勢力擴張を恐れ、その宣傳を取締つてゐると見え、共產黨の機關紙では、その首脳部毛澤東、朱德等の書いた抗戰書簡が各地で發賣を禁止されてゐるのは不都合だと、地方官を攻撃すると共に、中央部に適當な善後策を講ずるやうその機關紙上で要求してゐた。それと前後して、漢口の大衆報では赤區（共產黨の勢力圈内）には中央政府の任命した縣長と、共產黨の任命した縣長とが互に統制がとれない。速かに何とかせよと攻撃してゐる。何しろ狐と狸の合作だから、互に裏

面でいろんな小細工をやるのは當然だ。

が人民に納得せられない所以を説いたものである。

密附して引受額を減じた方が得策だといふ内幕を聞かされては、國民政府に信用のないことを裏書したもので、財政難暴露の悲哀に過ぎない。

「抗戦の最後の勝利を得るには、厳密に民衆を組織し、正確にこれを訓練し、切實に民衆を訓練し、民衆の總動員を實行しなければ駄目だ」といふ言葉は、今ではすでに救國工作者の口頭禪になつてしまつた。これを最近の事實から見ると、各職場から安全地帯を求めて避難する者の中に、多数の青年があるのは一體どうしたことか、外人はこれを見て驚いてゐる。

この悲しむべき事實の原因は、疑ひもなく青年の嚴密な組織なく、正確な訓練のない結果だ、と一支那紙は憤慨と泣言をチャンボンにしたやうなことを書き添ててゐた。その見出しは「二箇の偉大なる教訓」といふのであつて、口舌の宣傳

が人民に納得せられない所以を説いたものである。

「有錢出錢、有力出力」これが支那の總動員スローガンで、資力か體力かいづれかを選んで、奉仕せよといふのである。文字の國だけに巧妙な言ひ廻しに感心させられる。錢のある者は錢を出せの方は、勿論裕福な人々に呼びかけられる言葉である。ところでその實行方法として公債の押し賣りをやるのであるが、公債の引受承諾人名及びその金額が、つぎからつぎに新聞に發表される。その中に「債券不要」といふのがあつたが、これは自分金拂拂込むが、債券はいらないといふので、愛國心の發露としてまことに感心なやうであるが、どうせ屑紙だ、あつさり

密附して引受額を減じた方が得策だといふ内幕を聞かされては、國民政府に信用のないことを裏書したもので、財政難暴露の悲哀に過ぎない。

「抗戦の最後の勝利を得るには、厳密に民衆を組織し、正確にこれを訓練し、切實に民衆を訓練し、民衆の總動員を實行しなければ駄目だ」といふ言葉は、今ではすでに救國工作者の口頭禪になつてしまつた。これを最近の事實から見ると、各職場から安全地帯を求めて避難する者の中に、多数の青年があるのは一體どうしたことか、外人はこれを見て驚いてゐる。

この悲しむべき事實の原因は、疑ひもなく青年の嚴密な組織なく、正確な訓練のない結果だ、と一支那紙は憤慨と泣言をチャンボンにしたやうなことを書き添ててゐた。その見出しは「二箇の偉大なる教訓」といふのであつて、口舌の宣傳

が人民に納得せられない所以を説いたものである。

密附して引受額を減じた方が得策だといふ内幕を聞かされては、國民政府に信用のないことを裏書したもので、財政難暴露の悲哀に過ぎない。

て、農村青年の兵役服務の要を説き、三十歳ばかりの農夫に兵隊になるやう勧めたが、その母や妻に反對された。しかし宣傳員はこの際青年が出なければ、日本軍のために廣東は金滅の憂目に遭ふぞと説いて、やうやく入營することとなつた。それから二ヶ月後再び同村に宣傳員が出かけたところ、その母が人ごみの中から飛出して来て、私の背を返してくれと強硬な談判を持ちかけた。そこで村長さんに一體どういふ譯だらうかと聞いて見ると、その兵士は鐵砲を持つて逃走したので、その家族に辨償方を命令したとのことであつた。一體どんな事情から脱走したかを調べて見たら、その男は脚部が曲つてゐて、何回教へられても、正しい氣をつけの姿勢が出来ないところから、腰を血の出るほどむちうちたれ、遂に暗夜逃出したのださうだ。私は老婆に謝

罪し、探しだすやう約して別れた。支那の軍隊は體格の検査もやらす、速成未熟の教官が教育に當るので、こんな悲劇が生れるのである。こんな軍隊で精銳なる皇軍に双向はうとするのが、そもそも心臓が強過ぎるのだ。

撃されるのは、漢奸(間諜)の密報によるのだと早合點し、我が飛行機の現はれるごとに、舉動が怪しいといふので逮捕される者が非常に多いらしく、野良で白い布を持つてゐた一婦人が拘引されたといふやうな記事が出てゐた。これに類するいはゆる漢奸狩が、各地發行の支那新聞にひつきりなしに報道されてゐる。良民こそ迷惑千萬といふべきだらう。

「抗戦の最後の勝利を得るには、厳密に民衆を組織し、正確にこれを訓練し、切實に民衆を訓練し、民衆の總動員を實行しなければ駄目だ」といふ言葉は、今ではすでに救國工作者の口頭禪になつてしまつた。これを最近の事實から見ると、各職場から安全地帯を求めて避難する者の中に、多数の青年があるのは一體どうしたことか、外人はこれを見て驚いてゐる。

この悲しむべき事實の原因は、疑ひもなく青年の嚴密な組織なく、正確な訓練のない結果だ、と一支那紙は憤慨と泣言をチャンボンにしたやうなことを書き添ててゐた。その見出しは「二箇の偉大なる教訓」といふのであつて、口舌の宣傳

密附して引受額を減じた方が得策だといふ内幕を聞かされては、國民政府に信用のないことを裏書したもので、財政難暴露の悲哀に過ぎない。

「抗戦の最後の勝利を得るには、厳密に民衆を組織し、正確にこれを訓練し、切實に民衆を訓練し、民衆の總動員を實行しなければ駄目だ」といふ言葉は、今ではすでに救國工作者の口頭禪になつてしまつた。これを最近の事實から見ると、各職場から安全地帯を求めて避難する者の中に、多数の青年があるのは一體どうしたことか、外人はこれを見て驚いてゐる。

この悲しむべき事實の原因は、疑ひもなく青年の嚴密な組織なく、正確な訓練のない結果だ、と一支那紙は憤慨と泣言をチャンボンにしたやうなことを書き添ててゐた。その見出しは「二箇の偉大なる教訓」といふのであつて、口舌の宣傳

密附して引受額を減じた方が得策だといふ内幕を聞かされては、國民政府に信用のないことを裏書したもので、財政難暴露の悲哀に過ぎない。

「抗戦の最後の勝利を得るには、厳密に民衆を組織し、正確にこれを訓練し、切實に民衆を訓練し、民衆の總動員を實行しなければ駄目だ」といふ言葉は、今ではすでに救國工作者の口頭禪になつてしまつた。これを最近の事實から見ると、各職場から安全地帯を求めて避難する者の中に、多数の青年があるのは一體どうしたことか、外人はこれを見て驚いてゐる。

この悲しむべき事實の原因は、疑ひもなく青年の嚴密な組織なく、正確な訓練のない結果だ、と一支那紙は憤慨と泣言をチャンボンにしたやうなことを書き添ててゐた。その見出しは「二箇の偉大なる教訓」といふのであつて、口舌の宣傳

密附して引受額を減じた方が得策だといふ内幕を聞かされては、國民政府に信用のないことを裏書したもので、財政難暴露の悲哀に過ぎない。

— 外務省情報部 —

躍進湖口を衝く

陸軍省新聞班

概況

安慶攻略後、引きつゞく豪雨、氾濫、炎熱と戦ひつゝ揚子江に沿うて進撃中であつた我が軍は、逐次江岸の要衝を居りつゝ七月四日午後六時、遂に湖口を占領した。その神速果敢なる成果は陸海空軍三位一體の華麗な結晶である。

湖口は九江を去る約五里、漢口より約四十里にある江岸の要地で、敵の重要な軍事根據地である。

黄河氾濫地区よりの我が軍の撤退も概ね完了し、各隊は各所在地において、敗残兵を討伐し多大の成果を収めてゐる。

また我が航空部隊も天候恢復するや、いよく活躍

を開始し海軍航空隊とともに、再建途上の敵空軍に壊滅的打撃を與へ、また地上部隊の戦闘に密接に協力してゐる。

一 揚子江方面

戦局は揚子江方面に一轉して勇躍猛攻を開始した我が軍が、六月十七日に潜山を居り、十八日には蕪湖上流約十里、揚子江岸の要衝荻港附近を占領したことは、すでに第八十九號に掲載した通りであるが、我が揚子江部隊の一部は、二十三日安慶を出發、二十四日拂曉、俄然香口(安慶西南方約十里揚子江南岸)東方河岸に敵前上陸を敢行し、一舉に香口附近一帯の敵を潰走せしめ、さらに各部隊は果敢なる戰場進撃により敵を

香口西側クリークの線に壓迫し殆んどこれを殲滅した。

二十四日における戦果は左の如くである。
 捕虜 海軍大尉參謀以下二二六
 遺棄死體 三〇五
 鹵獲品 小銃 三〇五 輕機 一三 重機 三
 我が損害は負傷一五名である。

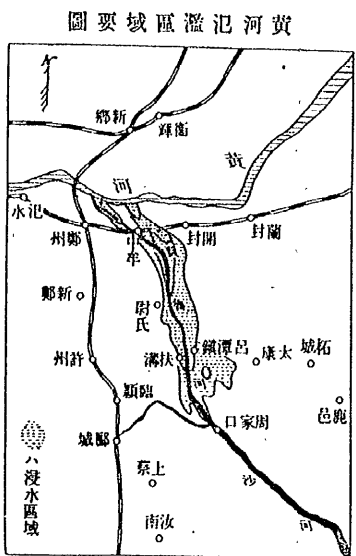
爾後高地と涿水とが相錯綜してゐる揚子江南岸地区より、優良なる裝備を有する敵に壓迫を加へつゝ前進し、二十六日には江岸の要衝馬頭鎮を占領した。

二十九日には、さらに敵を追撃し一部は彭澤縣城を居り、他の一部は同地南方石婆嶺の堅壘を果敢なる夜襲により奪取した。

三十日には彭澤西方の水流を渡河し、二日正子を期し流澌橋(湖口東方十六軒)附近高地に據る敵線を突破、夜間追撃を斷行し、三日午後一時湖口防禦の主陣地たる吳村より走馬坂(湖口東方七軒)に亘る堅陣を突破し、四日午後六時遂に湖口を占領、五日朝堂々入城した。

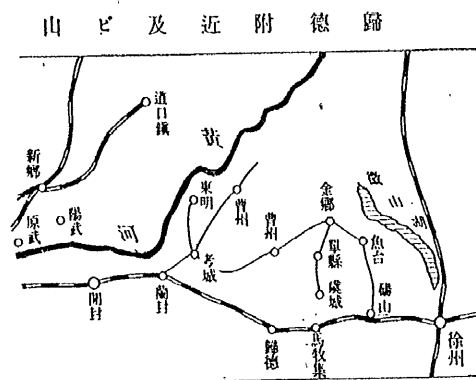
二 黄河以南地区

黄河の氾濫は十九日頃まで逐次減水の模様を呈してゐたが、その後大なる變化なく二十五日頃には、かへつて尉氏附近において若干の増水を見た。また開封附近は黄河の河水減少のため渡渉し得る程度となつたが、二十五日に至り再び水深一米程度に増水した。



氾濫地区方面に作戦中の我が軍は、逐次同地区を撤退中であつたが、すでに各方面ともに無事その撤退を完了した。

これよりさき、尉氏方面の我が部隊や汜濫地区の西方に孤立するや、敵は遂次同部隊の前面に進出し來つたが、我が威武に恐れて活潑なる行動をなし得ず、僅かに二十日尉氏西方約二里、崗陸附近に小部隊を以て攻撃して來ただけであるが、この敵は忽ち撃退され多数の死體並びに捕虜を残して潰走した。遺棄死體の被服及び捕虜の言を綜合するに、この敵は第二十四師(中央直系)であつた。



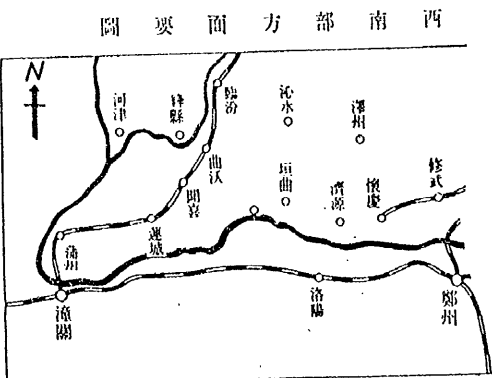
同部隊はさらに二十四日尉氏西南方に對し猛烈な攻勢に轉じ、敵の第二十、第二十四師に徹底的な打撃を與へて潰走せしめた。

三 徐州方面の掃蕩



進 前

我が軍の一部は徐州方面において残敵掃蕩中であつたが、六月二十九日陽山及び馬牧集附近において敗殘兵を討伐した。敵の遺棄死體は百以上に達し、我が損害戦死二、負傷一である。



また一部は二日單縣、虞城(歸德東北方五里)方面を、他の一部は三日考城、焦樓(考城北方四里)方面を掃蕩した。

四 山西方面

山西南部の敵は、潼關方面よりする蠢動稍々活潑となり、殊に開喜附近の敵は遂次増加し連日執拗なる

攻撃を繰り返してゐるが、我が軍は常に反撃、これを撃退しつゝある。なほ捕虜の言によれば、絳縣西方地區には第十四軍司令部、第八十三師、第八十四師等がある模様である。

河津においては二十二日夜半、山砲、迫撃砲を有する約三千の敵が攻撃して來たが、二十三日拂曉大打撃を與へて撃退した。敵の遺棄死體約百二十、捕虜十五で、我が軍の損害戦死一、負傷若干である。

陽武附近に進出した我が軍の一部は二十九日午前六時原武の敵を攻撃して潰走せしめ夕刻小冀鎮に集結したが、この間敵の遺棄死體は約二百に達した。我が方に損害なし。

他の一部隊は西洋村(重曲東北方約六里)附近の敵を攻撃したが、敵はますます兵力を増加し來り目下對峙中である。二日午後三時頃に至り西洋村北方及び西北方面にも敵兵が現はれ、この方面においても彼我近く對峙中である。

開喜には二日未明から再び敵が爆撃機支援の下に攻撃して來たが、守備隊は一舉にこれを撃退した。敵は第

七師及び第八十五師に属する部隊である。

五 蒙疆方面

六月上旬以来山西省北部方面には共產匪が進入し來り蠢動を續けてゐたが、我が軍はこれを掃蕩すべく六月中旬戦闘行動を開始し二十九日一應討伐を終了した。この間の討伐回数約十九回で敵の遺棄死體六百七十、斃馬百三十、鹵獲品は小銃八十一、輕機七、その他多數である。我が軍の損害は戦死七、負傷十二。

六 航空部隊の活躍

敵の爆撃機は近時相當に活潑なる動きを見せ、二十四日、二十五日の兩日の如きは、前後六回に亘り空襲して來たが、我が方に大なる損害なし。我が航空部隊は準備の整ふのを待ち、この敵を撃滅すべく待機中、二十六日午前十一時頃我が四機は安慶西方において敵のB十五、十六型戦闘機十數機と遭遇、忽ちその九機を鄱陽湖上に撃墜した。

銃後國民熱誠の結晶

勅發以來一ヶ年間の數字

(自十三年七月六日)

陸軍省	
國防費	二四、七二五、二二八、七七
恤兵費	九、八五六、七八一、二二五
學藝技術獎勵金	二、一四、五一二、二九〇
計	三六、六九六、五二二、九二二
慰問品	二、〇九三、三〇、四〇
銀紙	六、五〇四、九四一
銅鐵	一六五、七八〇
其の他の恤兵品	一八、四〇〇、九三五
海軍省	
國防費	一三、四〇六、七二一、八五
慰問金	六、〇八〇、五九七、二四
學藝技術獎勵金	一一二、六三三、一九八
計	一九、六〇九、九五一、〇七
慰問品	四、九六七、六八四

彼我損害一覽表

(事變以來 六月末迄)

大本營陸軍部發表

方面	戦況	時期	敵軍遺棄死體	我が軍の戦死者
中支方面	上海會戰	上海附近	八、〇〇〇	當初より十月末日まで
	湖東會戰	大湖附近一帯	五三、〇〇〇	十一月上旬より同下旬まで
	南京攻略		八三、〇〇〇	十二月上旬より同下旬まで
	掃蕩期間	主として津浦南段方面	二、一五〇	一月中
蒙疆方面	察哈爾作戦	内蒙方面	九、五〇〇	二月中
	掃蕩期間	主として大湖西方、南方討伐	一三、二五〇	三月中
	安慶作戦	淮南作戦及び安慶	三、〇〇〇	四月、五月、六月
	北支方面	平津、津浦、京漢及び正太線方面	二、六四七	當初より十一月上旬まで
豫鄂方面	徐州會戰	山東南部及び徐州包圍戰	一三、〇〇〇	三月下旬より五月二十四日まで
	徐州會戰後	黄河以南會戰	五、三〇〇	五月下旬より六月に及ぶ
	掃蕩期間	主として河曲作戦	三、五〇〇	當初より十一月上旬まで
	掃蕩期間	主として陰山作戦	三、六〇〇	三月
豫鄂方面	掃蕩期間	主として和林方面	一、五一一〇	四月
	掃蕩期間	主として清水河、偏關方面	一、七九〇	五月
	計		五二〇、一〇九	六月十五日まで
	計		三六、六一九	

支那事變鹵獲品調査表 (六月卅日調)

	天津方面	察哈爾方面	冀東方面	津浦線方面	上海方面	南京方面	徐州方面	臨海線方面	其他共計
小銃	5,000	5,000	4,300	14,200	130,370	17,400	3,606	180,406	
機關銃	300	350	250	1,900	2,856	832	21	6,685	
機銃	250	50	40	480	1,737	270	20	2,878	
拳銃	150	—	180	—	235	—	—	565	
青龍	1,500	10,000	450	—	—	—	—	11,950	
銃劍	—	4,500	1,144	—	—	—	—	5,644	
擲彈筒	—	500	—	—	—	—	—	500	
野戰砲	8	50	24	21	200	96	7	486	
迫撃砲	11	100	75	70	378	—	11	1,051	
重砲	—	—	—	—	218	—	—	218	
高射砲	—	—	—	—	77	—	—	77	
戰車	—	—	—	—	13	—	—	13	
自動車	—	—	156	—	86	14	19	275	
飛行機	2	—	1	—	—	—	—	3	
機關車	—	—	—	—	3	86	—	89	
客車(貨車)	—	—	80	—	60	2,031	—	2,171	
探照燈	—	—	—	—	2	—	—	2	
装甲列車	—	—	—	—	—	8	—	8	
無線電	—	—	—	—	—	—	—	6	
小銃彈	550,000	—	1,141,555	783,000	—	9,250,000	1,608,040	13,332,595	
手榴彈	—	—	20,000	—	—	—	—	20,000	
野山砲彈	—	—	4,853	9,000	2,277,850	—	1,300	2,293,003	
ガス	—	—	4箱	—	—	4,500	3,700	609,679	
拳銃實包	—	—	32,450	—	—	—	—	32,450	
擲彈筒彈	—	—	6,027	—	—	—	—	6,027	
鉛	—	—	7,000	—	—	—	—	7,000	
投下爆彈	—	—	9	—	—	—	—	9	
筒擲彈	—	—	101	—	—	—	—	101	
迫撃砲彈	—	—	1,639	600	1,662,572	40,000	13,000	1,717,811	
重砲	—	—	—	—	208,216	—	—	208,216	
地雷	—	—	31	—	—	—	—	31	
信管藥筒類	—	—	—	188	—	—	—	188	
機械水雷	—	—	—	—	60	—	—	60	
馬	1,000	—	—	—	—	—	—	1,000	

〔備考〕(1)鹵獲品については、前號「大陸作戰の戦果」中で概数を發表したが、これは六月卅日調査によつて得た各戦線別一覽表である。(2)この表も報告に表れた数字のみを計上したもので、報告中多数、無数等とあるのは算入してない、報告漏れも多数ある筈。(3)計の其他には太原攻略戦、江北作戦を含む

南昌に敵空軍を屠る

海軍省海軍軍事普及部

航空戦

六月二十一日

我が海軍湖江部隊は六月二十三日頃、安慶を進發、連日の悪天候を冒し渦巻く激流を克服、航空機の果敢な掩護の下に江上に無数に敷設されてゐる敵の機雷を掃却し、つひに七月四日江岸の要地湖口を占領鄱陽湖の死命を制し、こゝに長江作戦に一轉期を劃した。一方、我が海軍航空隊は、連日奮戦をつゞけ、去る四日には敵の據點南昌を襲ひ、爆彈の雨を降らせ、地上敵機を爆破、飛行場施設にも潰滅的損害を與へた。この時われに向つて來た敵機約五十機と壯烈無比の空中戦を展開、よく四十五機を撃墜し、地上と空中と合せて敵機五十一を屠り、これによつて敵の第一線空軍に致命的の大打撃を與へた。

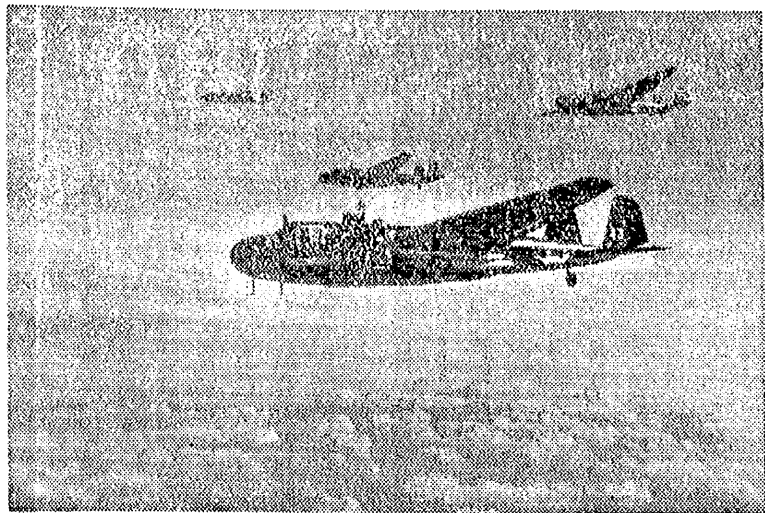
この外、連日中南支各地を空襲し戦果を收め、遠くは海南島の砲臺空襲をも敢行した。

一、中支方面では連日悪天候を冒し、海軍航空隊は引續き揚子江岸敵陣地を爆撃これに多大の損害を與へた。また馬當嶺上流で敵機雷敷設艦を爆撃、直撃によりこれに大損害を與へ江岸に攔坐せしめた。

二、南支方面でも海軍航空隊は引續き廣範圍に互り爆撃を續續した。

(イ) 建甌、南城、廣昌、長汀各飛行場攻撃部隊は飛行場滑走路及び附屬施設を爆破した。

(ロ) 梧州飛行場攻撃部隊は飛行場附屬建物及び倉庫群を爆撃これを粉砕し飛行場滑走路を爆撃した。



し 完 空 制

上せしめ、構内線路敷ケ所を直撃弾により炎上せしめ、また驛附近集積軍需品をも爆破炎上せしめた。

二、韶關飛行場を攻撃せる部隊は格納庫及び飛行場滑走路を爆破した。

三、廣九鐵道及び附近自動車道路を爆撃せる部隊は、樟木頭驛附近に於て線路敷ケ所を切斷または埋没せしめ附近自動車道路橋梁敷ケ所を爆破した。

四、海南島瓊州における師團司令部を爆撃した部隊はこれに潰滅的損害を與へた。

五、汕頭驛を攻撃した部隊は驛施設を爆破し線路敷ケ所を切斷した。

六月二十五日

一、中支方面は珍らしくも數週間振りに快晴に恵まれ各部隊は順調にその作戦を続け、優勢な海軍航空隊は揚子江兩岸敵陣地集團部隊を極めて廣範圍に互り爆撃し、敵に潰滅的損害を與へた。

二、江蘇省北方地區に於ける敗殘兵攻撃に向つた海軍航空隊は、この日阜寧北西地區において密集部

(二) 粵漢鐵道攻撃部隊は黎洞驛附近にて軍用貨車數輛、線路凡そ十ヶ所を爆破または切斷した。

(三) 廣東九龍間自動車道路攻撃部隊は東莞附近その他において橋梁敷ケ所を爆破した。

六月二十二日

一、中支方面は引續き悪天候であつたが、海軍航空隊は揚子江兩岸の敵陣地を制壓爆撃した。また敵攻撃機五機出現したので直ちにこれが攻撃に向つたが敵は投擲することなく逃避した。

二、南支方面に於ては引續き攻撃を続けつゝあり。

(イ) 廣東市黃沙停車場、白雲飛行場を爆撃し倉庫群を爆破炎上せしめ飛行場滑走路鐵道線路等を爆破した。

(ロ) 粵漢鐵道黎洞驛附近に於て軍用貨車群を爆撃、その數輛を爆破し線路敷ケ所を切斷した。

(ハ) 汕頭軍事施設攻撃部隊は停車場における貨車數輛を爆破し線路敷ケ所を切斷、又發電所を爆撃しこれを大敗した。

六月二十三日

中支一帯は依然霖雨打續く險惡なる天候、これを冒して我が海軍航空隊は、揚子江兩岸の敵陣地を爆撃これを制壓した。また敵江上作戦艦艇を爆撃し敷設

艦一隻とこれと行動をとる大型ジャンク一隻を爆破、江岸に擱坐せしめた。南支方面では海軍航空隊はこの日も引續き不斷の攻撃を續行した。

一、福州火藥廠攻撃部隊は工場七棟を全壊または半壊した。

二、馬尾海軍工廠攻撃部隊は工場十五棟を全壊または大壊した。

三、汕頭攻撃部隊は汕頭驛構内建物及び倉庫群を爆破炎焼せしめ、また機關庫及び貨車數輛を爆破した。

四、一部航空隊は廣東郊外の機銃陣地を有する砂糖工場を爆破した。

六月二十四日

中支方面の天候が漸く恢復に向つたので、帝國海軍航空隊は果敢なる攻撃を開始し、揚子江兩岸に於ける敵陣地を到るところに爆撃し敵を潰滅せしめた。敵飛行機數回安慶方面に來襲したが、悉くこれを撃退した。我に損害なし。南支方面でも引續き活潑な活動をなした。

一、樂昌攻撃部隊は樂昌驛附近倉庫燃料庫を爆破炎

隊を爆撃殲滅的打撃を與へた。

六月二十六日

一、南昌空襲—我が海軍航空隊の精銳〇〇機より成る南昌大空襲部隊は、梅雨を利し本日正午過ぎ南昌飛行場を空襲した。我が攻撃部隊が南昌に接近するや俄然天候急變し密雲天を蔽ひ、地上五百メートルより四千メートル以上まで幾重ともなく雲層重なり、視界は極めて不良となつた。攻撃部隊は各小部隊を以てする攻撃を敢行、最も困難なる状況において一部隊は新飛行場格納庫を爆破、地上の大規模二機に相當損害を與へた。

戦闘機部隊は地上五百メートル以下に降下、敵戦闘機に挑戦し、相生大尉の率ゐる三機は敵イ十五型を主とする約二十機を發見、敢然これに突入雲間を縫つて六機を撃墜した。また吉富大尉の率ゐる九機は敵イ十六型を主とする十五、六機と交戦、これまた極めて不良な視界の中に敵十三機を撃墜殆んど最後の止めを刺した。この戦闘において敵戦闘機を犠牲にすること計十九機、我が方は敵機敵弾を機體に受けたが、全機無事歸還した。な

ほこの赫々たる成果は精神力の卓越と、訓練による技術の相違とによるものである。

二、中支方面ではこの外海軍航空部隊は、揚子江岸敵陣地敵集團部隊を各所に爆撃、これに殲滅的損害を與へて潰走せしめた。安慶方面に敵飛行機が數回來襲したがその都度これを撃退、我に被害なし。

(イ) 廣九鐵道攻撃部隊は石龍鐵橋を爆撃、命中弾數彈によりこれに多大の損害を與へ、樟木頭驛及び塘頭驛驛附近線路數ヶ所を切斷した。

(ロ) 梅縣兵舎を攻撃せる部隊は兵舎五棟を爆撃した。

(ハ) 潮州停車場を爆撃せる部隊は構内建物を爆撃し線路數ヶ所を切斷した。

(ニ) 廣東九龍間自動車道路攻撃部隊は東莞橋梁と東坑附近橋梁を爆撃した。

(ホ) 海南島榆林港砲臺を爆撃した部隊は直撃彈數彈によりこれらの施設を爆撃した。

六月二十七日

揚子江攻撃隊は引續き河岸敵陣地密集部隊を反復爆撃し殆んど殲滅的打撃を與へた。

六月二十八日

一、中支海軍航空隊は江上部隊に協力、安慶上流沿岸敵陣地部隊を爆撃した外、大舉南昌空襲を執行したところ、去る二十六日の空中戦に怯えたものか上空敵影なく、攻撃部隊は悠々飛行場に爆弾の雨を降らせ多大の損害を與へた。また安慶上流上空を警戒中の東山二等航空兵曹の率ゐる戦闘機三機は、敵重爆撃機三機を襲ひその二機を撃墜、一機は白煙を吹き雲中に没し、岩崎中尉の偵察機一機は敵戦闘機二機と交戦、その一機は白煙を吹き雲中に降下した。

二、本日の南昌飛行場攻撃は飛行場施設の外、場内にあつた敵機三機を爆撃した。

六月二十九日

一、中支一帯密雲深く、時々霖雨を伴ふ揚子江方面においては、安慶下流沿岸各地敵殘部隊の據點を爆撃、軍事施設、陣地、密集部隊を殆んど潰滅せしめ、なほ江上艦艇に協力、上流江岸を爆撃多大の損害を與へた。一方關海線海州附近に蠢動せる殘敵を爆撃、殆んど殲滅的打撃を與へた。

二、揚子江方面に於ける海軍航空隊の戦果は既報の

外、水上機を以て敵一機を撃墜した。南支方面における攻撃左の如し。

(イ) 極めて不良なる天候を冒し敵戦闘機の挑戦を排撃し、吉安飛行場を爆撃、全弾を城内に撒布し大建築物棟滑走路等を爆撃した。

(ロ) 廣九線方面に於ては沙村、石鼓、塘頭、天雲、樟木頭などの各驛に於て機關車貨車群及び線路數ヶ所を爆撃し大損害を與へた。

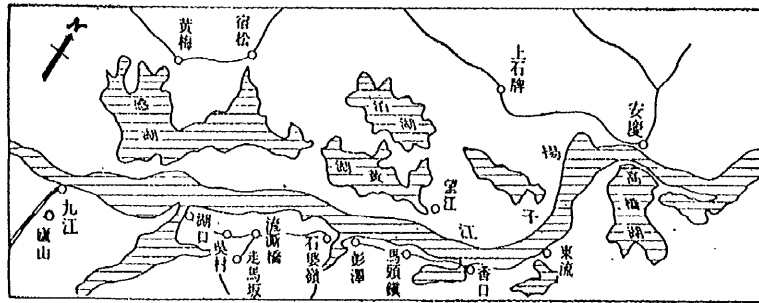
六月三十日

南支内陸一帯は雲多く視界極めて不良であつたが、我が海軍航空部隊は果敢なる攻撃を執行した。

一、粵漢線攻撃部隊は樂昌驛を爆撃構内倉庫二棟貨車群及び線路凡そ三百メートルに亘つてこれを粉碎、さらに驛附近の軍事施設を爆撃、多大の損害を加へた。また廣東北方石井兵工廠を攻撃新舊工場建物群に全弾命中、猛烈に炎燒殆んど潰滅せしめた。

二、他の一隊は樟木頭驛沿道を攻撃、驛附近線路を爆撃切斷せしめまた東莞附近における橋梁數箇を爆撃した。

湖口附近要圖



戦により二機を、さらに地上砲火により二機計四機を確實に撃墜した。
三、中支方面において海軍航空隊は揚子江々上部隊の作戦を支援し兩岸敵陣地を爆撃、これを壓制した。本三日來襲した敵機を邀撃した部隊は確實に敵機合計八機を撃墜、その外二機に相當の損害を與へた。我が占領地區附近に撃墜し

た敵機を検するに、搭乗者は所持品その他よりソ聯人であることは明らかである。焼失した機體も明らかにソ聯製である。
七月四日
南昌大空襲 馬野少佐相生大尉の指揮する海軍航空隊の精銳〇〇機は、午後三時南昌大空襲を決定した。この日絶好の空中戦日和、南昌上空殆んど片雲をも認めず、我が航空部隊は南昌新舊兩飛行場に數百の爆弾の雨を降らせ、地上敵機六機を爆破、中三機を炎上飛行場施設に潰滅的損害を與へた。この時我に向ひ來れる敵機約五十機と壯烈無比の空中戦闘を演じその大部分を撃墜した。我に向ひ來れる敵機はイ十五型を主力としイ十六型カーチスホーク、グロスター、グラブダイエーターこれに加はり、殆んど敵第一線機の全部を集めたものである。我が精銳の機力實力はよくこの数字的優勢を壓倒し残るところなきまでに撃墜した。この日空中戦闘により撃墜した敵機は四十五機、即ち地上と空中において敵航空機を撃破すること計五十一機、我が方未だ歸還しないもの一機を除き全部歸着した。

七月一日

海軍航空部隊は揚子江方面に於て悪天候を物ともせず、一日午後九江上流において支那軍艦隊(四百五十噸砲艦)を爆撃した外、他の一隻にも相當の被害を與へた。南支方面に於ては粵漢線英德驛で貨車群を爆撃した外、線路數ヶ所を爆破した。福州を攻撃せる部隊は兵工廠馬尾造船所を猛爆しこれを完全に粉砕した。また汕頭を攻撃せる部隊は市政府公安局、警備司令部、電燈局等各構内及び建物直撃弾により見事に爆破し、市政府は黒煙天に沖して炎上した。

七月二日

一、中支方面に於ける海軍航空隊は引續き揚子江兩岸敵陣地集團部隊を爆撃致命的損害を與へた。また一部は武穴に來泊せる敵砲艦を爆撃航行不能ならしめた。青陽における軍司令部及び集團部隊を爆撃に向つた部隊は全弾を目標部落到命中せしめ殲滅的損害を與へた。敵爆撃機數機づゝ四回に互り來襲したが、その都度、これを撃退、山内三等航空兵曹の一機は敵S B機を認め急速に追跡、そ

の一機を撃墜した。我に損害なし。

二、南支方面に於ては海軍航空隊の爆撃を引續き各地に行つてゐるが、本日左記を攻撃した。

(一) 粵漢線鐵道攻撃部隊は英德驛及び西村驛を爆撃した。英德驛に於ては貨車數輛を爆破し線路五ヶ所を切斷した。西村驛に於ては軍用貨車十數輛を爆破炎上せしめ線路三ヶ所を切斷した。

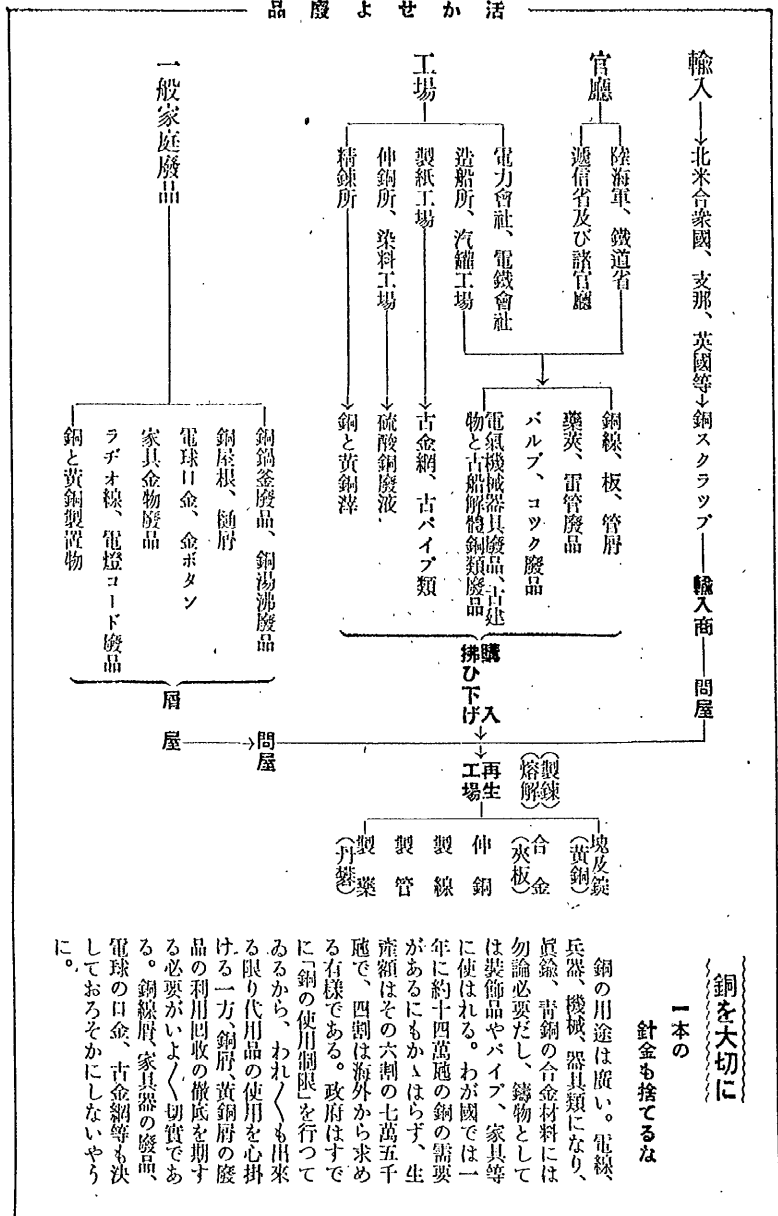
(二) 汕頭驛攻撃部隊は驛及び附屬倉庫を爆破した。

(三) 潮州驛攻撃部隊は潮州驛構内施設を爆破し橋梁三個を爆破した。

七月三日

一、早朝敵重爆撃機十機は、我が艦艇碇泊地附近に來襲したが、我が戦闘機は直ちにこれを攻撃しその二機を撃墜した。敵は驚き投弾逃避す、我に損害なし。

二、海軍航空部隊は田家鎮附近に於て敵砲艦一隻を撃沈し、また安慶附近に於て第一回來襲敵機四機中三機を確實に撃墜、第二回來襲敵機十機中空中



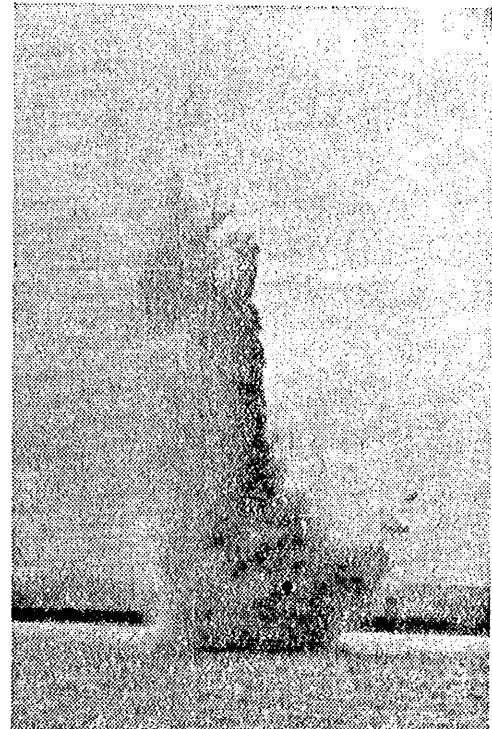
銅を大切に

銅の用途は廣い。電線、兵器、機械、器具類になり、眞鍮、青銅の合金材料には勿論必要だし、鑄物としては裝飾品やパイプ、家具等に使はれる。わが國では一年に約十四萬噸の銅の需要があるにもかゝらず、生産額はその六割の七萬五千噸で、四割は海外から求める有様である。政府はすでに「銅の使用制限」を行つてゐるから、われわれも出来る限り代用品の使用を心掛ける一方、銅屑、黄銅屑の廢品の利用回收の徹底を期する必要がある。切實である。銅線屑、家具器の廢品、電球の口金、古金網等も決しておろそかにしないやうに。

江上作戦

六月二十八日

午前九時四十五分安慶上空に於て江上部隊は敵重爆



揚子江上における敵軍の雷爆機

撃機一機を撃墜、敵搭乗者はパラシュートによつて敵地内に遁走した。

七月四日

陸軍〇〇部隊及び海軍江上艦隊は、陸海航空機の掩護の下に、或ひは數百に剩る江上機雷の掃掃または閉塞船の啓開をなし、或ひは所在の頑敵を排擠し江岸の要點を占領する等陸海空三位一體の完全なる協同作戦の實を擧げ、遂に七月四日午後六時江岸の要衝湖口を占領した。

封鎖戦

六月二十一日

拂曉海軍陸戦隊は南澳島を奇襲、敵前上陸を敢行、虚を衝かれて全く萎縮した敵の銃火を排撃、疾風迅雷殘敵を蕩掃し陣地を確保した。

六月二十三日

海軍陸戦隊は二十一日來の作戦を続け完全に全島攻略を完了した。我が方に被害なし。



サンヂャク問題一段落

外務省情報部

多年、フランスとトルコとの間に紛争を續けてゐたサンヂャク問題(ハタイ問題とも呼ばれてゐる)が、過般來、俄かに情勢が悪化し、トルコの出兵説などが傳へられ、佛土關係の緊張を見るに至つたが、最近に至つてやうやく妥協が成り、サンヂャク問題の解決並びに兩國間の友好關係を確立する條約が結ばれて、こゝに兩國關係の改善を見るに至り、同問題は一段落を告げた。

サンヂャク問題といふのは、地中海に面した、トルコとシリアの國境の一地方の問題であるが、この問題が十數年來フランスとトルコとの係争問題であつたのと、その起りが歐洲大戰でトルコが敗れた結果、シリアが委任

統治となつたことによつて生まれた少數民族の問題であり、しかも最近の事態の悪化が、歐洲中央における列強對立の深刻な動きを反映してゐる點で、各方面の注目を惹いてゐる。

二

シリアの北方、トルコと境を接する地中海に面した四千平方軒ほどの地域が、いはゆるサンヂャクと呼ばれてゐる地方である。この地方の人口は約十八萬ほどで、その中八萬餘がトルコ人で、これが問題の中心となつてゐるのである。

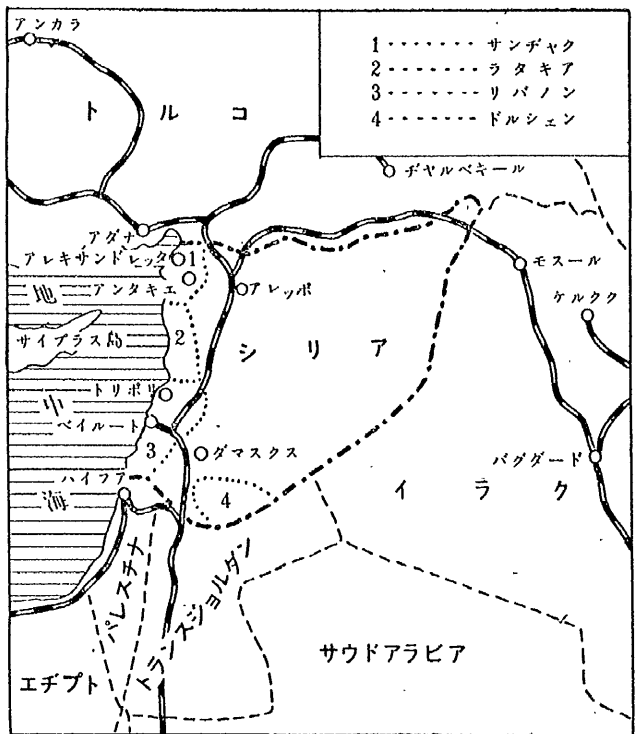
即ち、歐洲大戰でトルコが敗れた結果、シリアはトルコから割讓されて委任統治區域となり、フランスがこ

の委任統治を引き受けたので、これまでシリアに住んで

に至り、トルコ政府はシリア及び特に多數のトルコ人が集まつてゐるサンヂャク地方のトルコ人の保護について、重大な關心を示し、一九二二年、委任統治を引き受けたフランスと交渉し、サンヂャク地方を特別行政區域とすることを協定した。

その後も、トルコ政府はサンヂャクにおけるトルコ人の保護問題について絶えず折衝を續け、一九二六年には、委任統治政府との間に條約を結び、サンヂャクにおける財政及び教育に關する自治權を定めた。

その後、一九三六年、フランスとシリアとの條約に従つて、三年以内に獨立して共和國となり、從來フランスが委任統治時代において負うてゐたところの責任は、一切シリア共和國政府に



ゐたトルコ人は、支配者の地位から支配される地位に變り、主客顛倒、トルコ人はシリア人から壓迫を受ける

引き繼がれることとなつた。このシリアの獨立に際して、トルコ政府は、サンヂャ

クがシリアの領土に編入されたことに對して非常に不満を持ち、またサンジャクにおけるトルコ人が、少數民族としてますます迫害されるであらうことを憂慮して、サンジャクにシリアと政治的に對等の地位を與へることを要求したのであるが、サンジャクを獨立させることがアラビア方面各地に與へる影響等の點から、フランスがこれに反對の意向であるところから、俄然問題は紛糾し、一九三六年末、トルコ政府はこの紛争を國際聯盟に提出した。

三

トルコ政府がサンジャク問題を聯盟に提訴して、サンジャクにおけるトルコ民族の安全保障に關する緊急措置と併せて、サンジャク問題全體に對する根本的審査を要求した。

かくて、この問題は聯盟理事會において審議され、またフランスとトルコとの間に、種々な折衝が試みられた。しかし、何はともあれ、現地のサンジャクにおいては、トルコ人に對する迫害事件が頻發し、事態が不穩の情勢

にあつたので、トルコ政府は、取りあへずサンジャクの治安を維持するために、國際聯盟指揮の下に、國際憲兵を派遣することを要求したのであるが、フランス政府はこれに反對して、中立國の調査委員を派遣することを主張した。さらにトルコ側は、フランスの調査委員派遣を以てしては、トルコ人保護に對する公平を期し得ないとしてこれに不満であり、問題はますます紛糾するに至つた。

またサンジャクの地位について、トルコ政府は、シリア共和國をサンジャク、レバノン及びシリアの三國より成る聯邦組織とし、サンジャクを永世中立國とし、佛土兩國においてこれに共同の保障を與へるといふ案を主張したが、これまたフランス側が反對したので、數次に亘る折衝の結果、やうやくサンジャクを特別行政區域とし、内政上は完全な獨立を保ち、たゞ外交だけはシリア共和國政府が行ふこととし、且つサンジャクを非武装地帯とすること、及びアレクサンドレック港をトルコに使用せるといふ妥協案が纏つたのであつた。

以上の案で、アレクサンドレック港をトルコに使用さ

せるといふ問題は、同港が、地中海における交通の要點であり、同時に、軍事上においても重要な價值を持つてゐるところから、かねて、トルコ政府はサンジャクにおけるトルコ民族の保護問題と併せて、重大な關心を持つてをり、サンジャクの獨立問題の中には、アレクサンドレック港が、他國の勢力下に歸することを阻止し、トルコの手で留保して置きたいといふ要望を含んでゐるものと傳へられてゐるが、上記の妥協案は、この點を併せて解決しようとしたものである。

四

上記の佛土妥協案を以て、兎も角も問題は一時的の解決を得たものとし、昨年十一月二十九日、シリア共和國の新憲法が効力を發生することとなり、サンジャク地方議會の議員選舉を、この七月に行ふこととなつた。そこでシリア側を初めフランス側もトルコ側も、各方面ともそれぞれ選舉の準備に着手し、トルコ側は、サンジャク生れのトルコ人で、トルコ國內に住んでゐる人々を狩り出して、選舉名簿に登録させるやう、種々な手段

を講じた。

しかし、かうして選舉準備の進むに伴つて、サンジャクにおけるトルコ人とシリア人側との對立が激化し、また、フランス官憲のトルコ人壓迫が問題となり、トルコ人がフランス官憲の壓迫を訴へる公開状をトルコ大統領に送つた事件などが起り、トルコの輿論はフランスの干渉を排撃せよと大いに激昂し、事態は俄然惡化して來た。

しかも、獨逸の合併、チェッコ問題の勃發等によつて捲き起された歐洲の風雲は、大いにサンジャク問題に刺戟を與へ、トルコ政府の態度は漸次に硬化して、輿論の激昂を抑へることは不可能であり、トルコとしては歴史ある國民的要望として、これ以上の譲歩は出來ないといふ強硬意向を表明し、また軍事當局も重大なる決意を持つてゐることを仄めかし、サンジャク國境に對して萬一の準備として動員したといふ風説も傳へられ、恰もトルコ大統領が、アレクサンドレック港に近いメルシンに赴いたのが、示威運動の意味を含んでゐるものであるとも見られる等、事態はますます緊張して來た。

かうした情勢の惡化に對して、佛土兩國政府は、依然

として折衝を重ね、事態の緩和を計らうと努力したが、トルコ國における輿論はますます「硬化し、フランス排撃の勢ひは烈しくなり、遂にサンヂャク占領をさへ主張するに至つたので、フランス大使からトルコ政府に向つて抗議が行はれるに至つたが、輿論の激昂は依然として鎮まらなかつた。

のみならず、トルコのアラス外相が五月二十七日の國民議會において、サンヂャクにおけるシリア及びフランス側の干渉壓迫を指摘し、トルコ政府はサンヂャク問題を根本的に解決しようとする決意を持つてゐると聲明したので、これと上述のトルコが動員した事實と関連して、事態の成行きが重大視されるに至つた。

五

トルコ政府のかうした強硬な態度は、現地における情勢を刺激し、各地において小競合が頻發し、事態頗る重大となつたので、シリア駐在のフランス高等辨務官マルテル伯は、遂に六月三日、サンヂャク地方に戒嚴令を施行するに至つたのであつた。しかもトルコ側は、聯盟事

務局に對して聯盟委員との聯絡交渉を斷絶する旨を通知し、いよ／＼強硬な決意を表明し、出兵はもはや時機の問題であると言へ見られる程に切迫した情勢にたち至つたのである。

こゝにおいて、フランスもこの事態を緩和するため、最後の努力を以て、パリ及び現地においてトルコ側代表と折衝の結果、やうやく七月三日、サンヂャクのアンチョク(アンクキエとも呼ばれてゐる)において、佛土兩軍代表間に新軍事協定が結ばれ、さらに四日、アンカラにおいて佛土友好條約の調印を見るに至つた。

かくて、この新協定によつて、佛土兩國政府はサンヂャクの對内的並びに對外的安定を共同に保障すること及び同地方の治安を維持するために、佛土同数の軍隊を駐屯せしむることに決定し、五日には、早くも二千五百のトルコ軍が國境を越えて堂々とシリア領内に進軍し、アンチョク市に入つた。

かくして、一時佛土間に緊張を見たサンヂャク問題は、こゝに一段落を告げたのであるが、この結果は、フランス側の最大の譲歩により解決されたものであること

は、大いに注目を惹いてゐるのである。即ち、トルコが非常に強硬な態度に出たことは、獨逸合併以來の歐洲の情勢に牽制されて、フランスが強硬な態度に出られない足下を見透されたのであると見られてゐるが、さらに五日調印された佛土友好條約の中に、第三國との間に、對手國の利益に反するが如き政治的、經濟的協定を結ばぬといふ條項があり、これはトルコがベルリン・ローマ輻輳へ参加することを阻止する目的によつて設けられたものであると傳へられてゐる等の事情を綜合して見れば、この間における消息が想像されるのである。

なほ、今度の問題に對して、ソ聯邦が終始沈黙を守つて何等の動きを示さなかつたことも、過般のポーランドとリツアニアの問題における事情と對照して、また、國內における赤掃事件によつて捲き起されてゐる不安の状態等と併せて、種々な推測が行はれてゐるが、これも大いに注目すべき事實であらう。

かくの如くして、サンヂャク問題は、こゝに一段落を告げたわけであるが、トルコのサンヂャクに對する要望は、政治的、軍事的各種の點において頗る重要なもので

あり、また少数民族の問題なるものは、かくの如き條約等によつて根本的に解決し得ることは至難であり、要するに今次の解決も、所謂一段落であつて、結局一時的の休戦に過ぎないといふ見方が有力である。

國策のグラフ

寫眞週報 第二十二號

七月十三日發行

- ▽傷兵の職業輔導
今車變に名譽の戦傷をうけ日下第一、第三兩陸軍病院に收容されてゐる勇士はいま人生再建の輝かしいスタートを起した
- ▽傷痍軍人千葉療養所
千葉市外千城村に縣下學生生徒の勤勞奉仕によつて療養所が生まれ出ようとしてゐる
- ▽朝鮮に志願兵制度生る
半島同胞最初の兵隊さん
- ▽車變下練習艦隊歸る
海軍士官の若き朝、今年の練習艦隊は何を學んで歸つて来たであらうか
- ▽愛國寫眞懸賞募集發表

内閣情報部編輯發行
定價 十錢

最近公布の法令

内閣官房總務課

◇議會制度暨議會官制

(六月十七日勅令第四百一七號)

議會制度改革、貴族院制度改革及び衆議院議員選舉法改正に關しては、夫々議會制度調査會、貴族院制度調査會及び選舉制度調査會が設置されてゐたのであるが、右三調査會の調査審議事項は相互に關聯する所があるもので、これが調査審議の綜合化を圖るためこれを一個の權威ある調査機關に改組し、又その組織については現在在は三者何れも總理大臣會長制を採用してゐるのであるが、會の運営上會長は寧ろこれを閣外の練達堪能の權威者の中より簡拔し、又委員は關係各國官吏、貴族院議員及び學識經驗者よりこれを選ぶこととなさんがため制定されたもので、これに伴つて議會制度調査會官制、貴族院制度調査會官制及び選舉制度調査會官制は廢止された。

◇藥業研究所官制中改正ノ件

(六月十七日勅令第四百一七號)

藥業研究所に附屬療院を設置し臨床上の調査研究を爲すため、技師一人、書記一人、技手一人、藥劑手一人を増員したものである。

◇臨時航空局ニ中央航空研究機關設立準備部ヲ設置スルノ件

(六月十五日勅令第四百一十三號)

航空に關する技術の綜合的、高次の應用研究をするため中央航空研究機關の設立を期し、これが準備のため臨時に航空局に中央航空研究機關設立準備部を設置し、職員として部長(航空官を以てこれに充てる)、事務官二人、航空官十人(内一人を勅任となすことを得る)、屬三人、技手十八人を置いたものである。

航空に關する技術の綜合的、高次の應用研究をするため中央航空研究機關の設立を期し、これが準備のため臨時に航空局に中央航空研究機關設立準備部を設置し、職員として部長(航空官を以てこれに充てる)、事務官二人、航空官十人(内一人を勅任となすことを得る)、屬三人、技手十八人を置いたものである。

◇北海道國有林野及物産處分令中改正ノ件

(六月十七日勅令第四百一十四號)

北海道において鑛業用のため國有林野を隨意契約を以て貸付ける場合は、従來本令により見積借地料一年金三百圓を超えざる場合に限られ、鑛業經營に利用される國有林野貸付面積が増加してゐる現下の實情に適應しないものがあるの

◇朝鮮總督府稅關官制中改正ノ件

(六月十七日勅令第四百一十五號)

朝鮮總督府稅務官署官制中改正ノ件 (六月十七日勅令第四百一十六號) 朝鮮支那事變特別稅令の創設に伴ひこれが實施運用の完備を期せんがため、稅務監督局屬十一人及び稅務署屬七十二人を増員したものである。

◇青年學校教練科等查閱令ノ特例ニ關スル件

(六月十七日勅令第四百一十七號)

青年學校教練科等查閱令によつて、青年學校の教練科又はその相當科目に關する查閱をなすべき陸軍現役將校は、當分の間、昭和八年勅令第十二號により、補充上の必要によつて充用した陸軍の豫備役もしくは後備役の各兵科佐、尉官、又は職時もしくは事變に際し召集した陸軍の各兵科將校を以て、これに代へることが出来ることとしたものである。

◇日本産金振興株式會社法施行期日ノ件

(六月十七日勅令第四百一十八號)

日本産金振興株式會社法(昭和八年勅令第十二號)を六月十八日より施行することとしたものである。

◇商工部内臨時職員設置制中改正ノ件

(六月十八日勅令第四百一十九號)

商業組合の統制強化のため、これが指導監督、工作機械製造事業法の施行、中小工業の職時工業轉換及び代用品の使用奨励、油田の地質精査、日本産金振興株式會社法及び重要鑛物増産法の施行、輸出貿易振興、鑛物資源開發促進、鑛業出願の處理、人造石油の綜合的製造方法の試験等に關する事務に従事する職員として通計事務官五人、技師十四人等の増員を行ったものである。

◇支那事變ニ際シ召集セラレタル幹部候補生ニシテ召集中豫備役ノ將校ニ任セラレタルモノノ服裝手當ニ關スル件

(六月十八日勅令第四百二十號)

支那事變に際して召集された幹部候補生が、召集中豫備役

の將校に任ぜられ、引續き部隊の勤務に服するものには、任官の際陸軍給與令第十二表による服裝手當(三百三)の半額を給することとしたもので、本年五月三十日以後の給與について適用される。

◇臨時農村負債處理法施行期日ノ件

(六月十八日勅令第四百二十一號)

臨時農村負債處理法施行令 (六月十八日勅令第四百二十二號) 臨時農村負債處理法(昭和八年勅令第十五號)を六月二十日より施行し、これに伴つて職死傷者遺家族の範圍、債務の範圍、道府縣臨時負債處理委員會の組織、權限等に關し定められたものである。

◇明治三十九年勅令第四百二十二號南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件中改正ノ件

(六月二十日勅令第四百二十三號)

南滿洲鐵道株式會社の社業の發展に伴ふ業務量の増加に鑑み副總裁を一人増員したものである。

第八十九號正誤

一七頁上段終より二二頁、内家には内閣との誤り、三五頁下段終より四行目、日本政府は、日本政府の誤り

「週報」は、昭和十一年十月十四日發刊されてから、こゝに一年九ヶ月、前號「事變一周年特輯」をもつて第九十號を迎へました。事變はいよいよ第二年内に入り、わが國の直面してゐる事態は眞に容易ならぬものがあります。それにつけても、この綜合國策パンフレット「週報」の使命はますます重きを加へたといはなければなりません。この際われわれは一段の緊張をもつて、内容の改善充實について努力せねばならぬのは勿論であります。特に廣く讀者各位と緊密な御連絡をとり、相携へてこの「週報」を時局の指針として力強く、健全に育て上げて行きたいと願つてをります。

週報會 結成を提唱す

この意味からしてこゝに提唱して御協力を得たいのは、「週報會」の結成についてであります。「週報會」は「週報」を読み、お互ひに意見を話し合つて國策を理解し、時局に對する認識を深めて行かうとする「週報」讀者の集りであります。かうした趣旨に賛成の方々はそれぞれ役所に、會社に、工場に、町村或は團體内に「週報會」をどしどし結成していただきたいのであります。

る學校、寺院、青年團等があり、又「週報」を中心とする修養會、さては「週報」をテキストとしてゐる中等學校等もあり、「週報會」普及の機運は今や全國的に動きつゝあります。我が内閣情報部では、この際「週報會」の結成を汎くお勧めし、編輯部と讀者との連絡を緊密にし全國を通ずる週報會機關紙を發行することによつて「週報會」具たる讀者の御意見をもうかひ、「週報」を通じて政府と國民との結びを固めたいと考へてをります。

これによつてはじめて、「公正な輿論の聲を聞き」「政府と一般國民との接觸」を緊密にし公明な政治の遂行に寄與する」といふ「週報刊行の趣旨」が全的に實現されることになり、政府と國民の間の橋渡しといふ「週報」本來の使命が達せられることになると信じます。

情報部と「週報會」との連絡の具體案については近く發表致しますが、この種の會をお持ちの向は御活動振りを至急内閣情報部にお知らせを願ひたく、又讀者各位は今後の「週報會」設立に率先お骨折りを願ひたいと存じます。

官廳刊行物だより

◆支那事變一周年に際して(陸軍省新聞班) 事變一ヶ年の皇軍活躍の回顧、抗日支那の現状と事變の將來、長期戦に對する聖戰の意義、長期抗日の覆滅へ等を述べ、戦後國民の覺悟に資せんとするもの、四一頁(發行時重訂新聞班、原稿送致者は送付三錢封入箱に申込むこと)

◆中央官廳に於ける映畫利用状況(教育映畫研究所刊第十七輯)(文部省) 各省及び朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳の映畫利用状況と官廳別製作映畫目録、六〇頁

◆本邦映畫教育の發達(教育映畫研究所刊第十八輯)(文部省) 映畫事業及び教育映畫の發達と現状、文部省における映畫施設、教育映畫利用状況等について書いたものである、七三頁

「週報」寫眞週報
合同ホスター懸賞募集
締切迫る(七月十五日締切)

時局と娛樂問題(文部省)

時局下における娛樂問題の推移、意義、處置に大別し、事變の進展に伴ひ娛樂部門もいかに變化したかを語り、娛樂問題は個人的趣味や營利主義にまかせておいてよい問題ではなく、それは重要な一國策問題にまで引き上げられねばならぬと、娛樂の指導性を力説したものである、三四頁(三五巻とも發行は文部省社會教育局、いづれも三錢封入封入、頒布券の理由を附して同局に申込まれたし)

◆銀行總覽(大藏省銀行局) 各種銀行、信託會社、無證券、市街地信用組合、有價證券割賦販賣業等について所在地(府縣別)資本金等を調査したもの、四三八頁(發行、内閣印刷局、定價二五〇錢、送料不要)

◆銃後家庭養護第一編(國民精神總動員中央聯盟) 事變勃發以來、銃後國民の間に起つた愛國美談を輯録したもので、資料はそれぞれ當該市町村長、警察署長その他に照會、調査を依頼し確實を期してをり、今後も續刊の筈、三六頁(發行、國民精神總動員中央聯盟、第五輯、送料三錢まで三錢)

注意	御	所	込	申	定	價
▲本誌より轉載の場合約は必ず「週報會」の旨を明記すること。且つ右轉載誌を内閣情報部編輯部宛宛三部御送付下さい。						
▲本誌記事の無断轉載は御断り致します。						
▲掲載記事に對する御寄稿や編輯に關しての御意見も内閣情報部編輯部宛宛お知らせ下さい。						
昭和十三年七月三日印刷發行						
編輯者 内閣情報部						
發行所 内閣印刷局						
印刷者 東京市神田區永田町内閣總理大臣官舎内						
發行所 東京市神田區大手町						
一部 五錢						
一ヶ年(前金) 二圓四十錢						
(外因郵便に依る場合は四圓八十錢)						
一ヶ年分未納送附送附の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。						
内閣印刷局發行課						
電話 九ノ内(三三)一〇九						
振替東京一九〇〇〇番						
全國各地官報販賣所						
東都書籍株式會社						
東京市神田區錦旗町一ノ三						
振替東京九三九〇番						
各書店・驛賣店						

ニデカ 日本電氣株式会社製 タイムレコーダ

時間
報

時間を生かせ
冗費を省け

出退勤用に
作業記録に
原価計算に

★御使用目的により一分単位其他
特別機構の御注文にも應じます

日本電氣株式会社特定販賣所

ニデカ電氣時計販賣株式会社

本社 東京市日本橋區通二 (大同ビル) 電 日本橋 4607-6033
支店 大阪市西區土佐堀通一 (大同ビル) 電 土佐堀 7034-4343

報週濟經際國

行發社信通盟同 團社

内外政治・經濟の解説及び調査

七月七日號 (7.7.22)

北支における通貨統一の發展
事變前の金融情勢
事變直後の金融情勢
中 國 聯 銀 行 創 立 勢
中 國 聯 銀 行 開 業 途
爲 替 問 題 の 前 途
舊 通 貨 問 題 の 整 理
財 政 及 び 國 際 支 出
そ の 他 の 諸 問 題
ドイツをめぐる歐洲情勢
物資動員計畫の意義
鐘紡の滿洲進出の現狀
財界けふこの頃—鐘紡の増資

政治・經濟ニュース・相場・統計

【相場・統計】
株 式 公 社 債
金 利 爲 替
金 銀 塊
白 金 銀 塊
白 金 飾 品
綿 糸 綿 布
生 糸 絹 糸
人 造 絲
油 類
糖 類
小 麥 雜 穀
ゴ ム 期 米
委 託 雜 穀
△ 定 價
一 部 廿 五 錢
一 年 分 前 納
十 二 圓 五 十 錢

振替貯蓄金口座 振替部 同盟通信社出版部
東京市京橋區西八ノ九 東京市八五〇〇番

露光量違いにより重複撮影

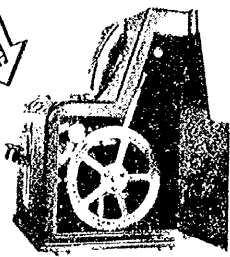
ニデカ 日本電氣株式会社製 タイムレコーダ

時間
報國

時間を生かせ
冗費を省け

出退勤用に
作業記録に
原価計算に

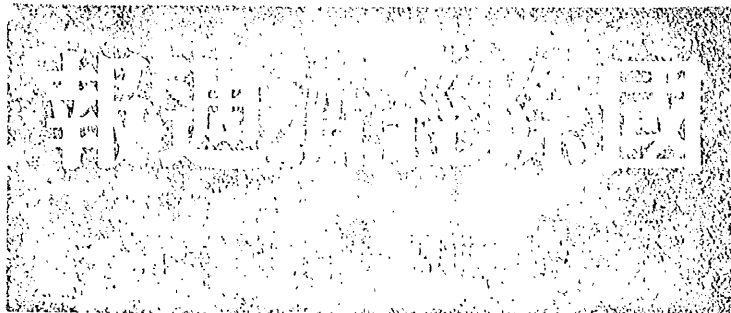
★御使用目的により一分単位具の他
特別機構の御計女にも應じます



日本電氣株式会社特定販賣所

ニデカ 電氣時計販賣株式会社

本社 東京市日本橋區通二 (大同ビル) 電 日本橋 4607-5034
支店 大阪市西區土佐堀通 (大同ビル) 電 土佐堀 7034-4343



内外政治・経済の解説及び調査
 北支における通貨統一の發展
 政治・経済ニュース・相場・統計
 新聞記事の複製

露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十一年十月十三日 第一種郵便物認可
（毎週一回水曜日発行） 第九十二號

徵兵保險の最高峯



國防貯蓄に

富國徵兵

本社東京日比谷

（本書の大きさは國定規格A5判）